

**平成28年度
国民健康保険料が決定**

平成28年度の国民健康保険料は、平成27年中の所得金額に基づいて計算します。国民健康保険料納入通知書を6月中旬ごろに各世帯に郵送します。原則平成28年6月～同29年3月の10回納期で納めてください。

国民健康保険料は医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分に区分され、世帯の

所得金額にかかる所得割額、加入者一人ずつにかかる被保険者均等割額、世帯ごとにかかる世帯別平等割額をそれぞれ計算し、合算した金額が納める保険料となります。

平成28年度の医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分(40歳以上65歳未満の人に限り)の保険料率と保険料額の計算方法は、左表のとおりです。

なお、平成28年度の賦課限度額は医療保険分が54万円、後期高齢者支援金分が19万円、介護保険分が16万円です。

注 国民健康保険料は、市町村ごとに料率や均等割額などを定めることとなっています。また、各世帯が負担する保険料は、市町村の中でも世帯構成や所得金額などによって異なるため、単純に料率や均等割額などで、ほかの市町村と比較して判断することはできません。

納付方法

①口座振替による納付

金融機関(ゆうちょ銀行を含む)市委託契約先金融機関の指定口座から毎月27日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に引き落としします。

注 12月と2月は25日です。

□座振替での納付は安心・確実です。金融機関および保険収納課窓口に申し込みができますので、ぜひ利用してください。

②自主納付

金融機関やコンビニエンスストアでの納付です。

③特別徴収(年金天引き)

国民健康保険料を年金から徴収します。次の全ての要件に該当する世帯が対象です。▽年額18万円以上の年金を受給している

▽国保加入者が全て65歳以上75歳未満(擬制世帯主を除く)

▽世帯主の介護保険料が特別徴収されている

▽介護保険料と国民健康保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超えない

注 特別徴収(年金天引き)は個人で選択できません。過去の保険料を完納している世帯は、□座振替による納付も選択できます。

▽保険料の内容について

問 保険課

Tel 06・6999・21532、1625

▽納付の相談について

問 保険収納課

Tel 06・6999・21537、1538

保険料の計算(例)

設定条件

- ①国保加入人数 4人(うち2人は40歳～64歳)
- ②平成27年中所得金額 営業所得金額 230万円

ステップ①

医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の各々の年間保険料を計算します。

医療保険分保険料

【所得割】(2,300,000円 - 330,000円) × 8.70/100 = 171,390円・・・(ア)
平成27年中所得金額 基礎控除 料率
 【被保険者均等割】加入人数4人 × 26,880円 = 107,520円・・・(イ)
1人当たり 均等割額
 【世帯別平等割】世帯単位で賦課される保険料額 36,240円・・・(ウ)
 医療保険分の年間保険料 (ア)171,390円 + (イ)107,520円 + (ウ)36,240円 = 315,150円・・・(エ)
(10円未満切捨て)

後期高齢者支援金分保険料

【所得割】(2,300,000円 - 330,000円) × 2.90/100 = 57,130円・・・(オ)
平成27年中所得金額 基礎控除 料率
 【被保険者均等割】加入人数4人 × 8,400円 = 33,600円・・・(カ)
1人当たり 均等割額
 【世帯別平等割】世帯単位で賦課される保険料額 11,400円・・・(キ)
 後期高齢者支援金分の年間保険料 (オ)57,130円 + (カ)33,600円 + (キ)11,400円 = 102,130円・・・(ク)
(10円未満切捨て)

介護保険分保険料

【所得割】(2,300,000円 - 330,000円) × 2.60/100 = 51,220円・・・(ケ)
平成27年中所得金額 基礎控除 料率
 【被保険者均等割】40歳～64歳 2人 × 10,080円 = 20,160円・・・(コ)
の人数 1人当たり 均等割額
 【世帯別平等割】世帯単位で賦課される保険料額 9,960円・・・(サ)
 介護保険分の年間保険料 (ケ)51,220円 + (コ)20,160円 + (サ)9,960円 = 81,340円・・・(シ)
(10円未満切捨て)

ステップ②

医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の保険料を合算し、世帯の年間国民健康保険料を計算します。

年間国民健康保険料

医療保険分 + 後期高齢者支援金分 + 介護保険分 = 年間国民健康保険料
 (エ) (ク) (シ)
 315,150円 + 102,130円 + 81,340円 = 498,620円

ステップ③

実際に6月から来年3月までの各月の保険料を計算します。

各月の国民健康保険料

【6月分】 49,880円
 【7月分～3月分】 49,860円

前年度との比較

区分	項目	平成27年保険料	平成28年保険料
①医療保険分	均等割額	26,040円	26,880円
	世帯割額	35,160円	36,240円
	計	61,200円	63,120円
	所得割 限度額	8.80% 52万円	8.70% 54万円
②後期高齢者支援金分	均等割額	9,240円	8,400円
	世帯割額	12,600円	11,400円
	計	21,840円	19,800円
	所得割 限度額	3.00% 17万円	2.90% 19万円
③計(①+②)	均等割額	35,280円	35,280円
	世帯割額	47,760円	47,640円
	計	83,040円	82,920円
	所得割 限度額	11.8% 69万円	11.60% 73万円
④介護保険分	均等割額	10,560円	10,080円
	世帯割額	10,080円	9,960円
	計	20,640円	20,040円
	所得割 限度額	2.70% 16万円	2.60% 16万円

**個人市民税・府民税の
納税通知書を発送**

市では、平成28年度個人市民税・府民税(以下「個人住民税」)の普通徴収分、公的年金からの特別徴収分の納税通知書を発送します。

普通徴収とは、納税義務者が金融機関などに出向き、個人住民税を納める方法です。

公的年金からの特別徴収とは、年金保険者(日本年金機構など)が個人住民税を年金から直接徴収して市へ納める方法です。

不明な点は問い合わせください。

問 課税課・市民税係

TEL 06・6992・1456

**個人住民税の
課税(非課税・無収入)
証明書の交付**

6月1日(水)から平成28年度(平成27年中所得)の課税(非課税・無収入)証明書の交付を行います。

証明書が必要な人は、平日午前9時～午後5時30分に総合窓口課へお越しください。

持 本人確認ができるもの(運転免許証や健康保険証など)。本人以外の証明書を申請する場合には、代理人の本人確認ができるものおよび委任状。同居の親族の場合、委任状は不要

注 アルバイト・パートなどの少額の収入があり、個人住民税の申告をしていない人は、当日証明書を交付できません。来庁前に問い合わせください。

注 1通300円

問 課税課・市民税係

TEL 06・6992・1456

**公的年金からの
特別徴収**

対 平成28年4月1日現在65歳(昭和26年4月2日以前生まれ)以上の年金受給者のうち、個人住民税の納税義務がある人

注 左記の人は、対象外です。

▽老齢基礎年金などの年額が18万円未満である人
▽介護保険料が年金から直接徴収されていない人
▽年金所得から計算した税額が老齢基礎年金などの年額を超える人

なお、公的年金からの特別徴収は納税方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

徴収する税額

年金所得から計算した税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した税額は、これまでどおり給与からの特別徴収、または普通徴収(納付書)で納めていただくこととなります。

対象税額と徴収方法

①前年度に引き続き公的年金からの特別徴収を継続する人は、上半期の年金支給月(4月・6月・8月)に、平成28年2月の税額と同じ額を仮徴収分として特別徴収します。

下半期の年金支給月(10月・12月・2月)は、年金所得から計算した税額から上半期の税額を差し引いた残額を分割して特別徴収します。

②公的年金からの特別徴収を新たに開始する人および前年度に特別徴収が中止となった人は、10月から特別徴収を開始します。そのため、年金所得から計算した

税額の半分を普通徴収により1・二期(6月・8月)で納付していただき、下半期の年金支給月(10月・12月・2月)に残額を分割して特別徴収します。

詳しくは問い合わせください。

問 課税課・市民税係

TEL 06・6992・1456



家屋調査を実施

市では、新築、増・改築や取り壊しのあった家屋を対象に調査を行っています。

この調査は、固定資産税の税額の基礎となる評価額を算定するためのものです。

市職員が伺い屋内の調査を行う際は、ご協力をお願いします。また、調査に当たる市職員は、固定資産評価補助員証を携帯していますので、提示を求めてください。

問 課税課・家屋係 TEL 06-6992-1474



個人住民税の減免制度

生活保護を受けている人、災害に遭った人、失業中の人などは、一定基準により個人住民税の減免を受けることができます。

詳しくは問い合わせください。

注 納期が過ぎた税額や納付後は受け付けできません。

問 課税課・市民税係

TEL 06・6992・1456